

協議第 21 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり協議する。



平成 16 年 10 月 18 日提出

久慈市・山形村合併協議会

会長 久慈市長 山内 隆文

久慈市・山形村合併協議会の調整内容

|        |  |      |  |
|--------|--|------|--|
| 合併協定項目 | 19 慣行の取扱い  | 関係項目 |  |
| 調整の内容  | 1 市章について<br>2 市の花・鳥・木・歌については、新市の一体感や愛着度を深めるため、新市において調整する。<br>3 市民憲章については、住民意識の共通認識化や新市の一体感、愛着度を深めるため、新市において調整する。<br>4 各種宣言については、現在ある宣言の趣旨を継承するよう、新市において調整する。<br>5 名誉市民については、新市に継承する。 |      |  |

| 現 況  |   | 調整の具体的内容                     |
|--|---|------------------------------|
| 久慈市  | 山形村   |                              |
| <b>【市章】</b> (昭和29年12月6日)<br> <p>「じ」の文字を九つ配して図案化し、美しい市の発展躍進を象徴する。</p>  | <b>【村章】</b> (昭和36年1月1日)<br> <p>全体が「や」と「マ」を「矢」と「円」に構成されツバメの高く飛揚する様子を図案化し、山形村の将来を明るく表現したもの。</p>   |                              |
| <b>【市の花・鳥・木】</b> (昭和51年1月1日)<br>花：つつじ<br>「指定理由」<br>久慈市の山野いたるところに自生しており、花は素朴で花期も長く、市民に愛され親しまれており、情緒豊かで明るい市民性を象徴している。<br><br>鳥：うぐいす<br>「指定理由」<br>久慈市の山野に棲息して、早春から夏遅くまで季節の推移に合わせて音色を変えていく鳴き声は、正に久慈市における貴重な自然の恵沢を象徴している。 | <b>【村の花・鳥・木】</b> (昭和52年11月22日)<br>花：れんげつつじ<br>「指定理由」<br>平庭高原に広く分布し、風雪に耐え、たくましく育ち群生している。初夏に美しく鮮やかな朱色の花弁を開き、東菊などとともに人々の心を和ませてくれることから指定された。<br><br>鳥：やまどり<br>「指定理由」<br>村内全域に棲息しており、春先や晩秋のころ庭先まで来て餌をあさるなど、親近感のある鳥として村の人々から親しまれていることから指定された。 | 新市の一体感や愛着度を深めるため、新市において調整する。 |

| 現 況  |  | 調整の具体的内容 |
|--|--|----------|
| 久慈市  | 山形村  |          |
| <p>木：いちょう<br/>「指定理由」<br/>風雨に耐えながら幹を太らし、亭々として天をつく雄姿は、正に新天地を切り開く建設途上の久慈市を象徴している。</p> <p><b>【久慈市民歌】</b> 昭和29年12月6日制定</p> <p>一、潮の香の 息吹きも清く<br/>明けわたる ひかりの港<br/>玉の脇 水脈引く船に<br/>海幸の あつまるわが市<br/>あゝ躍進の 意気も新たに<br/>われら興さん 大久慈市</p> <p>二、溪流の 錦に映えて<br/>酪農の 夢わくところ<br/>地にみつる くろがね黄金<br/>山脈の 虹呼ぶわが市<br/>あゝ建設の 力あわせて<br/>われら築かん 大久慈市</p> <p>三、西ひがし いらかは伸びて<br/>商工の 賑う郷土<br/>巽山 花こそ薫れ<br/>人の和の 融け合うわが市<br/>あゝ弥栄の ゆくて楽しく<br/>われら謳わん 大久慈市</p> | <p>木：しらかば<br/>「指定理由」<br/>平庭高原バス停から国道沿両側に約4キロにわたり美林が群落して続く、樹間からこぼれくる陽光と牧場の緑がマッチし、美しいコントラストを描き出しており、山形村はこの白樺林に象徴されることから指定された。</p> <p><b>【山形村民歌】</b> 昭和30年代半ば制定</p> <p>一、朝の霧わく 北上の<br/>峯の流れも そのままに<br/>古き歴史を 伝えきて<br/>いざ若駒の いなきも<br/>すがしく響く 山形村よ</p> <p>二、晴れて虹呼ぶ 溪流に<br/>勤めの汗を 洗いつつ<br/>日に日に進む わが郷土<br/>いざ發刺と 肩組みて<br/>あしどり揃う 山形村よ</p> <p>三、夕雲紅き 平庭の<br/>高原ゆけば なつかしく<br/>仔牛も夢を ささやか<br/>いざ人の和の 花匂う<br/>わがふるさとよ 山形村よ</p> |          |

| 現 況  |  | 調整の具体的内容   |  |
|--|--|--|--|
| 久慈市  | 山形村  |  |  |
| <p><b>【市民憲章】</b>(昭和39年11月5日)</p> <p>1 わたくしたち久慈市民は、明るくたのしい家庭をそだてます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 家族互いにむつまじい、協力します。</li> <li>二 ゆたかな愛情と知識で、子供を育てます。</li> <li>三 趣味をたかめて、うるおいのある生活をします。</li> <li>四 火のもとや戸じまりに注意します。</li> <li>五 むだをはぶいて、充実した生活をします。</li> </ul> <p>1 わたくしたち久慈市民は、きれいなまちづくりにはげみます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 住まい、身近な戸外は進んでそうじします。</li> <li>二 公共の物を、大切に使います。</li> <li>三 道路や川、広場に汚物を捨てません。</li> <li>四 まちの木や草花を大切に、緑を育てます。</li> <li>五 清掃の日には、みんな参加します。</li> </ul> <p>1 わたくしたち久慈市民は、きまりある生活につとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定められた時間は、正しく守ります。</li> <li>二 交通の秩序を守ります。</li> <li>三 職場の安全につとめます。</li> <li>四 祝日には国旗を掲げて、明るく祝います。</li> <li>五 目標をたてて、計画のある生活をします。</li> </ul> | <p>1 わたくしたち久慈市民は、あたたかい社会をきずきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 お互いに、立場を尊重します。</li> <li>二 子供のしあわせにつとめ、よい環境をつくりまします。</li> <li>三 だれにも親切にし、老人や不自由な人をいたわります。</li> <li>四 あたたく交わり、恵まれない家庭をたすけます。</li> <li>五 ことばづかいに気をつけます。</li> </ul> <p>1 わたくしたち久慈市民は、ゆたかなまちをつくりまします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 みんな健康で、朗らかに働きます。</li> <li>二 資源をいかし、産業を興します。</li> <li>三 生産にはげみ、経済力をつちかいます。</li> <li>四 学校教育と社会教育を興します。</li> <li>五 今日よりも、明日をよくする工夫をします。</li> </ul> | <p><b>【村民憲章】</b>(昭和52年11月22日)</p> <p>わたしたちは</p> <p>1、教養を深め 明るい家庭をつくりまします</p> <p>1、スポーツに親しみ たくましい体をつくりまします</p> <p>1、仕事にはげみ 豊かなくらしをつくりまします</p> <p>1、自然を愛し 住みよい郷土をつくりまします</p> <p>1、教育と文化を高め 希望にみちた村をつくりまします</p> | <p>住民意識の共通認識化や新市の一体感、愛着度を深めるため、新市において調整する。</p> |
| <p><b>【宣言】</b></p> <p>平和都市宣言 (昭和34年9月30日決議)</p> <p>交通安全都市宣言 (昭和37年3月15日決議)</p> <p>明るい選挙都市の宣言決議 (昭和58年3月19日決議)</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言 (昭和60年10月9日議決)</p> <p>暴力追放都市宣言 (平成2年6月21日決議)</p>  | <p><b>【宣言】</b></p> <p>非核平和の村宣言に関する決議 (平成10年3月5日決議)</p>   | <p>現在ある宣言の趣旨を継承するよう、新市において調整する。</p>  |  |

| 現 況   |                       | 調整の具体的内容 |
|---|-----------------------|----------|
| 久慈市   | 山形村                   |          |
| <b>【名誉市民】</b><br>・三船久蔵（柔道家）<br>・タマシン・アレン（教育者） | <b>【名誉村民】</b><br>該当なし | 新市に継承する。 |

## 先進事例

### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 西東京市

- (1) 市章は、新市において、調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

### さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

### 潮来市

- (1) 町章  
当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。
- (2) 町民憲章  
当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。
- (3) 町の花・木・鳥  
当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定するものとする。

### あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。